

# 幕末期，水害と闘うある村落指導者に関する覚書

## — 越後西蒲原郡中郷屋村を事例として —

平成 24 年 4 月 26 日受付

山 内 太\*

### 要 旨

本稿は、幕末期に、水害と闘ったある村落指導者・苗木家に関する物語である。

18 世紀以来中郷屋村の庄屋を務めていた苗木家は、中郷屋村のみならず、村を超えて、西蒲原地域において、代々活動してきた。そして幕末期には、藩や地域社会に、地域指導者としての役割を期待される存在となっていた。そして彼らは、藩や地域社会の期待に答えていた、ということを明らかにした。

キーワード：近世，村落社会，自然環境，治水，地域指導者

### はじめに

本稿は、水害常襲地帯にあって、それを防ぐための近代的科学技術を未だ持ちえない時代、人々がいかにその自然に立ち向かっていたのか、その一端を垣間見るための覚書である。今回は特に、村落指導者の活動に注目し、彼らがどのような対応をしていたのか、どのような役割を果たしていたのかを確認する。そしてそれを明らかにすることは、近世村落社会における水防の在り方、あるいはそれをもたらす村落社会、村落的共同性を明らかにしようとする筆者の今後の研究の一助となると考えている。

本稿で具体的に取り上げるのは、新潟平野、旧西蒲原郡中郷屋村とその村の庄屋である<sup>1</sup>。その活動を通して、水害常襲地帯であるこの地域の指導者の立場、藩や地域から期待された役割について検討してみたい。

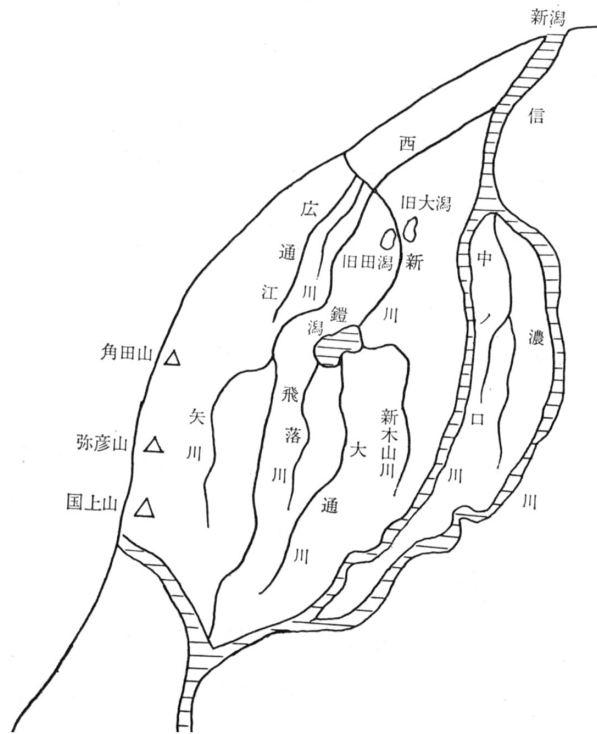
## 1. 越後西蒲原郡中郷屋村と苗木家について

### (1) 西蒲原郡並びに中郷屋村について

西蒲原郡は、信濃川下流、低平な沖積平野である新潟平野の西南部のうち、大河津分水以北、中之口川と、弥彦山・角田山に連なる砂丘地との間の甘藷型の地形の土地である。その中心には鰐潟が存在し、それを底とする鍋低状凹地をなしていた(地図 1 参照)。この西蒲原郡は、山地を除いて基本

---

\* 京都産業大学経済学部



地図1 旧西蒲原郡

出所：新潟県教育委員会・巻町教育委員会 1966年1頁

的に平坦な地域であったが、その最高標高点は、信濃川と大河津分水が分岐する付近の12mであり、そこから北方、鎧潟等三潟地域と呼ばれる下流部に向って低くなっていく。鎧潟付近での標高はマイナス1~2mである。そしてこの窪地を超えると、1m以下の標高が続くことになる。従って平均勾配は、鎧潟を境として南方では1/2000~1/5000であったものが、北方では1/6000~1/10000という穏やかな傾斜に変わる<sup>2</sup>。

またこの西蒲原郡をめぐる河川条件としては、以下のように述べられている。「小千谷で越後平野へ躍り出てくる信濃川の水は、長岡までの16キロを、川幅が急展開するとは言え20メートルの落差で下る。長岡から下流は略同距離を8メートルの落差で、そして大河津から中之口川分岐点迄の落差は半減し、急速に勾配のない平野部の流れに変わる。このことは、小千谷から大河津にかけての激しい流れが、大河津で急に右旋回する流路の形状と共に、大河津を甘藷形頂部として拡がってゆく西蒲原郡のその頂部が、小千谷下流の激流の水衝となっていることをまず示す」。そして「堤防高が押し流されれば、大河津12メートルの高さにのしかかった洪水の高さが、そのまま西蒲原平野内郷部最高九メートル以下の平坦へ滝のように流下するということである<sup>3</sup>」。さらに「中之口川に分かれると標高で10メートル程度内郷平坦から4メートル乃至5メートル高い堤防がつづくが、流路が狭く整理される34キロの区間は河床勾配三千分の一乃至六千分の一で流れる緩やかな下流部だけに、洪水に対する防護は堤防の強さだけが頼みである。これが破壊されれば頭頂部の信濃川本流の流圧よ

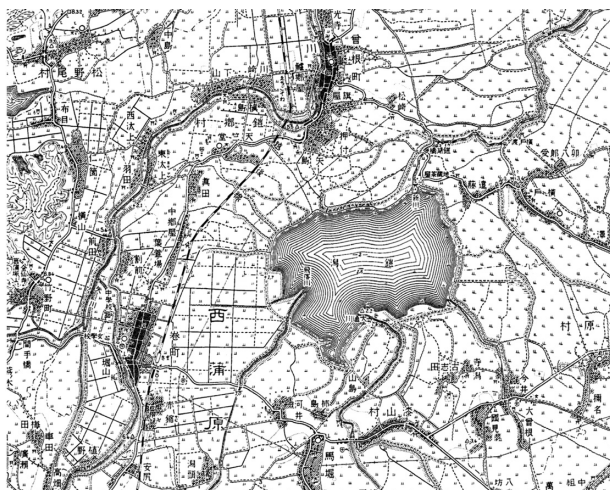
り少ないにせよ押込む水は防ぎようもなく拡大してゆく」<sup>4</sup>。

つまり「西蒲原郡をめぐる河川の条件は当然に平坦耕地部へ外水の躍り込む形となっており、それが信濃川沿い頂部からであれば奔流となって貫いて下るし、中之口川中流迄は落込むように広がる水となり、その下流部であれば底部から押上るように侵してゆく水となる」<sup>5</sup>。西蒲原郡は、以上のような河川状況にあり、したがって頻繁に水害を被る地域であったといえる。

このような西蒲原郡の集落配置は、自然堤防上に細長く、基本的にいいくつかのラインを形成しながら南北に伸びていた。その自然堤防のラインの一つに位置していたのが、本稿で取り上げる中郷屋村である。当村は、西川の右岸、鎧潟の西方にあった。集落は村の西端にあり、もちろん自然堤防上にあった。そしてそこから東側、鎧潟に向かって耕地が展開していた。つまり集落は自然堤防上にあり、水田は後背湿地上に展開していたということである(地図2参照)。しかも集落から鎧潟方面に向かって穏やかに傾斜していた<sup>6</sup>。

この中郷屋村は、近世期を通して、長岡藩の支配下にあった。しかしながら西蒲原郡全体が長岡藩の支配下にあったわけではない。それどころかその支配は錯綜していた。近世末期に西蒲原に領地を持っていたのは、村上藩、長岡藩、峰岡藩、高崎藩、会津藩、新発田藩、桑名藩、与板藩の八藩におよび、さらにその他に幕領があった。しかもそれぞれの藩が支配する村々が地理的に固まっていたわけではなく、空間的にもバラバラに錯綜しながら各藩の領地が存在している状況であった<sup>7</sup>。このような西蒲原郡の状況の中で、中郷屋村は徳川時代を通じて長岡藩の支配下にあった。

次にこの中郷屋村について、少し詳しく見ておこう。安永七年(1778)の村明細帳によると<sup>8</sup>、慶安二年(1649)の検地時における石高は264石2升1合であり、その反別は、田地が16町6反9畝15歩7分、畑地が6町4反4畝3歩であった。他に古新田として80石9斗8升6合、反別6町6反2畝11歩5分があった。さらに寛文八年(1668)改めの新田として、14石7斗6升、反別1町2反3



地図2 昭和戦前期の鎧潟とその周辺村落  
地形図は1931年修正測量の1/50000「弥彦」図幅を縮小



(1827)には宗門改帳では33軒が記載されている<sup>12</sup>。同年の年貢負担者は、「年貢勘定帳」によると、26人が記載されていた。つまり33軒のうち、土地を所有し年貢を負担していた、いわゆる本百姓に相当するのは26軒であったというわけである。しかしながら、当然既にこの段階で、この26軒の土地所有高には格差が存在していた。そしてこの土地所有者はその後減少し、宗門改帳において36軒が記録されていた天保11年(1840)においては、土地所有者は21軒にまで減少していた。そしてその後も、土地所有者は21軒前後を推移していた。つまり宗門改帳に記載された軒数のうち、約6割前後の家々が土地を所有し、残りの家々は、土地を所有していなかったということになる。

しかも既に文政十年の段階で、所有高には格差が存在していたわけであるが、その所有規模による変遷を見てみると、天保十一年にかけて土地所有者が減少していた時期には、村内において相対的に中規模・大規模に所有している家々の数は変わらず、逆に小規模・零細規模にしか所有していない家々が減少していた<sup>13</sup>。特にこの時期の土地所有者の減少は、零細規模所有者の減少によると見てよいのである。ただしこの後、土地所有数は21軒前後で変化が小さくなるのであるが、その間、規模別でみると、零細規模所有者数が再び増えていく傾向が見取れる。そしてその分、小規模・中規模所有者数が減少するという構造を辿ることになった。渦縁の小さな村である中郷屋村においても、幕末期に活潑な土地所有構造の変動が村内で生じていたことを確認できる。

## (2) 笛木家

それまで中郷屋村の庄屋であった信左衛門が「身退不罷成」という状況になり、享保十四年(1729)に庄屋名家屋敷ともに、並木村庄屋長右衛門弟定平に譲り渡すという事件が起こった。その後定平が死去し、子供がなかったため、長右衛門の妹を妻にしていた巻村の藤右衛門が、中郷屋村の庄屋となった<sup>14</sup>。ただし享保二十年(1735)の宗門改帳には、庄屋として藤右衛門の名前があるが、そこには、巻村よりの掛持庄屋であり、家内は巻村の帳面に記載されているという一文が書き添えられていた<sup>15</sup>。また元文三年(1738)の宗門改帳においても、同じ一文が書かれていた<sup>16</sup>。この段階に於いては、笛木家はまだ巻村に居住していたため、宗門改帳上の移動手続きをしていなかったであろう。それゆえ巻村から、中郷屋村の庄屋役を務めていたと考えられるのである。その後延享二年(1745)年に、ようやく藤右衛門の一家は巻村より中郷屋村に移り住んだ<sup>17</sup>。以後、藤右衛門家＝笛木家は明治まで、中郷屋村に住みながら、代々庄屋を務め続けることになった。そこで少しその系譜を確認しておこう<sup>18</sup>。

上述した藤右衛門は、延享三年(1746)まで庄屋を務めていたことが確認できる。ただ寛延二年(1749)には彼は隠居したようで、彼の男子安次郎(後に久左衛門と改名)が庄屋を継承していた。安次郎は安永九年(1780)まで庄屋を務めていたことが確認できるが、その後寛政六年(1794)までには隠居したようで、同年には彼の男子久兵衛が庄屋となっていた。久兵衛も文政四年(1821)までに隠居したようで、同年には彼の男子杜右衛門(後に藤右衛門と改名)が庄屋となっていた。杜右衛門は天保十五年(1844)に隠居し、彼の男子八右衛門が庄屋となった。彼は弘化三年(1846)には割元格を与えられ<sup>19</sup>、さらに慶応元年(1865)には割元准座が与えられた<sup>20</sup>。そしてその頃までには彼の男子藤右

衛門が、中郷屋村庄屋となっていたことを確認できる。つまり同家は、18世紀前半より幕末に至るまで、6代にわたり、中郷屋村の庄屋を務めていた家だったのである。

この笛木家は、掛持庄屋の時代から、既に中郷屋村で最大の土地所有者となっていた<sup>21</sup>。そして同家はその後、村一番の土地持ちの地位こそ他家に譲ったが、その持ち高自体は増やすことも減らすこともなく、村内で二番目の土地持ちの地位のまま、明治を迎えることになった。

## 2. 幕末における水害との闘い

ここでは、笛木家に残された資料を用いて、幕末期の水害に対して、笛木家の人々がどのように対応していたのかを確認したい<sup>22</sup>。

### (1) 元治元年(1864年)の水害

上述した笛木八右衛門の男子藤右衛門の手によると考えられる、当年の日記が残されている。この資料を基に、同年の水害への対応について確認してみたい<sup>23</sup>。

3月22日(新暦では4月27日)朝、中之口川沿大倉村の堤が切れた。その知らせは26日朝、隣村真田村より笛木家に伝えられた。また同日昼には、河井村庄屋友之助より、坂井村の堤が切れたことも伝えられた。しかしながらこの時点ではまだ、笛木家・中郷屋村は具体的な水害対策を行っていない。同日午後には、割元から、角田山山麓の稲島村へ出張を命じられている。これは、新潟奉行が稲島村を通行するに際し、通常人足を出す曾根組・川東組の村々が、今回中之口川大倉村堤切への対策に人数を派遣するため、巻組から330人の人足を提供するよう、命じられたからである。そして実際、翌27日、28日と藤右衛門は人数を率いて、稲島村へ出張していた。

藤右衛門は、29日には在村し、度々瀧前へ出て水の様子を確認していたようである。そして夕刻には水が増水し、囲い土手を超えて水が村内に流入する可能性も考えられた。それゆえ水が堤を超えないよう作業していたが、隣村巻村、葉萱場村では一向に手当をせず、両村にて水が超えれば、致し方ないと考え、中郷屋村でも、対策を打ち切ったという。しかしこの時の洪水は、中郷屋村に大きな被害をもたらすものとはならなかった。藤右衛門も4月2日(新暦4月7日)には、代官のお供をして、大倉村の破堤現場を視察している。

しかしこの年はそれだけではすまなかった。8月10日(新暦9月10日)、月瀧村と萱場村の境の堤が切れたという連絡が、藤右衛門にもたらされた。そして中郷屋村では、直ちに瀧圍普請を開始している。しかし翌11日、真田村が洪水に対応しないので、下圍を超えて水が中郷屋村に押入ってきて難渋してしまったため、中郷屋村の組頭と巻村の組頭が、真田村に申し入れたが、真田村では対応してくれなかったという。

同日のお昼頃、隣村葉萱場村の瀧前土手堤が切れ、水が溢れだした。さらに同日夕刻、藤右衛門は葉萱場村の切所を防ごうと、人足を引き連れ向かったが、ここを防いでも、巻寄りの方から越水が激しく、とても普請は駄目だと、引き上げるしかなかった。そしてついに12日朝7時頃、上圍を300

間(約540m)余りにわたり、一気に越水した。それに対して水を留めるため、中郷屋村では、総百姓が気持ちを一つに、惣普請に取り掛かった。その甲斐あって、13日朝には、ようやく水を防ぎ留め、安心できる状況となった。同日中には、潟前水が2寸(6cm程度)程引いたが、土手内の水は逆に3寸(9cm程度)ばかり増していた。翌14日には、潟前水はさらに3寸4分(10.5cm程度)ほど引いていたが、土手内の水は、やはり3寸(9cm程度)ほど増していた。

27日になると、割元より藤右衛門のもとに、皆無改願いについての連絡がきた。藤右衛門はその打ち合わせのために、巻村に出かけていた。そして9月1日(新暦10月1日)には、漆山村まで出張ってきた長岡藩の役人のもとに出向いている。そして翌日、御役人が中郷屋村の検分にやってきた。中郷屋村は、今回の中之口川氾濫により水没し、収穫皆無となった分として、139石8斗5升4合、田反別10町2反8畝3歩2分を報告していた<sup>24</sup>。これは、実に村総石高の40.5%、総反別の29.5%に相当する。極めて大きな被害を被っていたといえるだろう。

## (2) 慶応元年(1865年)の水害

さらに中郷屋村では、翌慶応元年(1865)にも水害に遭遇している<sup>25</sup>。

閏5月19日(新暦7月11日)夜、割元から月潟村の堤が大破したことを知らされた中郷屋村では、直ちに潟前圍の村普請に取り掛かった。翌20日も早朝より村普請を行っていた。恐らく午前11時頃、曲通村の用水筒樋伏入口堤が決壊し、水が流入してきたとの知らせを割元から受けた。そして同日中に、中郷屋村の下圍が水底に没したという。翌日朝までに4、5尺(1m20cm~50cm程度)も出水したため、石組みによる手当に取り掛かっていた。そして21日朝には、水は1尺5、6寸(約45cm程度)となっていた。

22日にも潟前土手普請は続けられ、藤右衛門も普請場所に出かけている。依然水が中郷屋村の古田に注ぎ込んでおり、それへの対策として隣村真田村に掛け合いに行っているが、真田村では等閑している。24日になって漸くこの普請は完成した模様である。この間毎日藤右衛門は普請場所に出張っていた。27日には割元に同道して、曲通村の破堤場所の視察に赴いている。また29日には、真田村へ土手普請の加勢にも赴いていた。

しかし30日には再び大風雨となり、下圍を水が超えてきたため大普請を行った。また6月8日(新暦7月30日)には再度曲通村の同じ場所が決壊した。そのため6月9日(新暦7月31日)にも真田村境土手普請を行い、さらに真田村へも加勢に出張っていた。6月17日にはまたも曲通村の同じ場所が決壊し、藤右衛門は真田村の土手普請への加勢に赴いた。そして20日~25日まで、連続して藤右衛門は真田村へ加勢に出張っていたのであった。まさに水防普請の連続であったことが窺える。

この年に出された「皆無御改差出帳」によると、皆無被害を被ったのは、229石6斗8升1合、皆無総反別は19町2反6畝11歩に上っていた。実に総石高の66.5%、総反別の55.3%が収穫皆無地と報告されているのである。

このように中郷屋村では幕末期、秋の台風や長雨の季節、さらに梅雨の終わりの時期に、中之口川

の氾濫により、大きな被害を被っていたのであった。特に中郷屋村では、中之口川中流、鎧瀧の東側に位置する中之口川中流左岸村々の堤が切れ、水が西蒲原郡内に乱入してくることにより、大きな被害を被っていた。前節で述べたように、中之口川中流からの氾濫であったために、落ち込むように水が広がっていったのであろう。しかもその地形的特質から、中之口川左岸村々の堤を超えた水は、西側へ、鎧瀧近辺に向かって流れることになる。しかも中郷屋村の活動から見えてくることは、このような洪水に対して、各村々が独自に堤や囲といった水防施設を持ち、それによって水害から自らを守ろうとしていたということである。つまり各村々中心の水防が行われていたと考えられる。そして氾濫がおこるたびに、村の水防施設の普請を繰り返しており、そのために村人たちの膨大なエネルギーが費やされていたことが想像される。一方で隣接する村々の状況・利害関係は、場合によっては一致せず、村同士の対立、対応の温度差も生じている。ただし時によってはそれぞれお互いに協力し合い、水害に立ち向かっている様も見て取れる。藤右衛門が、隣村真田村や葉萱場村に応援に行っているのは、そのような一面を表しているのであろう。

しかし一村、あるいは狭い地域社会による対策では限界がある。より大きな視点からの対策が必要となる。次項では、この時期における中之口川の頻繁な氾濫に対して、幕府や藩が行おうとした対応と、それに対する藤右衛門の果たした役割について確認してみたい。

### (3) 三条本陣詰

慶応元年(1865)8月、この頃の頻繁な中之口川の氾濫を受け、その近辺に領地を持つ長岡藩と村上藩は共同で幕府に対し、中之口川の分水部分、村上藩領内八王子村地先の水流に杭を打ち、呑み口を狭くし、中之口川に流れ込む水量を減らす工事を、国役普請という形をとって行ってほしいという請願を行った<sup>26</sup>。幕府では実地検分をすることになり、同年9月に検使が現地に送られた。これを受けて現地では、検使を受け入れる体制づくりが進められた。そのような動きの中で藤右衛門は、この件について9月初旬から巻代官所や八王子村の工事予定地をはじめ、各所に赴いていたが、9月15日(新暦11月3日)、検使到着を前にして、村上藩の陣屋がある三条町に本陣詰として滞在することになった。そして検使への接待や案内等々の業務をこなし、その滞在はほぼ一月の長きにわたった。この時、長岡藩から三条本陣詰を命じられたのは僅か4名であった。笛木藤右衛門は、その内の一人に選ばれていたのである<sup>27</sup>。

この見聞の結果、幕府は中之口川分水部分狭窄工事をを行うことにした。翌年正月には改めて検使を派遣し、工事に着手した。この動きに合わせて藤右衛門も忙しくなっている。未だ小正月も過ぎない頃から巻代官所と繰り返し打ち合わせを行っていた。そして1月23日(新暦3月9日)には国役掛を申し付け、改めて1月25日に三条町に到着してから4月17日(新暦5月31日)に帰宅するまで、一時的な帰宅を除けば、基本的に三条町に詰め、検使や長岡藩役人への接待・案内、村上藩領民代表者との交渉、地域の人々との交渉、会計処理等々、工事遂行のために尽力していたことが窺える<sup>28</sup>。この工事は4月には竣工したようであるが、同年5月、藤右衛門は長岡藩から、この中之口川分水



口国役普請の際、公役衆賄方を申し付けられ、その職務を忠実に果たしたとして、褒美を頂戴することになった<sup>29</sup>。さらに9月には、中之口川分水口国役普請の場所見計惣代を申し付けているため、時々村上領の同役と立会う関係上として、割元格を命じられている<sup>30</sup>。これは、父八右衛門もかつて命じられた格であり、笛木家は、二代にわたり割元格を命じられたことになる<sup>31</sup>。

### 結びに代えて

以上みてきたように、西蒲原郡は幕末期、特に中之口川の頻繁な洪水に見舞われていた。これに対して、例えば中郷屋村周辺村々では、村独自の堤や囲を持ち、一義的にはそれによって水害から各々の村を守ろうとしていた。しかし各村の水防施設はあまりに弱く、また周辺村々との間に利害の相違や温度差が生じたりすることもあり、その水防施設のみで各村を守ることは難しかった。それゆえ場合によっては、周辺村々が協力し合い、洪水に立ち向かっていた姿も垣間見えた。そしてその先頭に立っていたのが、笛木家であった。

また当然村々の対応では限界があり、より大きな工事による対策が必要であった。中之口川分水口狭窄工事は、近世期にこの地域で行われた最後の大型普請であったといえる。この普請においても、笛木家は、藩から見て、地域の受け皿作りに協力してもらわねばならない存在であった。既にこの地域において地域指導者とみなされていた笛木家は、必然的にこの普請作業に参加することになったといえる。笛木家は、藩、地域の期待に応えていたともいえるだろう。

18世紀以来中郷屋村の庄屋を務めていた笛木家は、中郷屋村のみならず、村を超えて、西蒲原地域において、代々活動してきた。そして幕末期には、藩や地域社会に地域指導者としての役割を期待される存在となっていたのではないだろうか。しかしそれによって、笛木家が経済的な上昇を果たしていたかと言えば、そのような状況は見取れない。庄屋職を続け、また地域リーダーとしての活動を通して、笛木家が資本蓄積を図った、あるいは実現した形跡は見当たらない。逆に経済的には苦しい立場に陥ってしまったのではないかと推測させる。しかし水害常襲地帯であり、自然マネジメントに多大な労力を費やさなければならなかったこの地域においては、笛木家のような存在が必須であったのではないだろうか。彼らのような存在の上に、この地域の営みが成り立ちえたのではなかったか。あるいは彼らのような存在を中心とした独特の村落的共同性によって、この地域の社会は成り立っていたともいえるだろう。

今後この地域の村落的共同性の内実をより多面的・実証的に明らかにするとともに、他地域との比較を通じて、その独自性についても確認していきたいと考えている。

### 参考文献

- 建設省北陸地方建設局『信濃川百年史』北陸建設弘済会 1979年  
齋藤順作『巻町双書第七集 三濁水抜一件(前)』巻町役場 1967年  
齋藤順作『巻町双書第十七集 三濁水抜一件(後)』巻町役場 1968年  
佐藤賢次「宮路家文書「普及帳」の紹介」巻町『巻町史研究V』1989年

田中圭一他著『新潟県の歴史』山川出版社 1998 年  
 中村義隆『割地慣行と他所稼ぎ』刀水書房 2010 年  
 新潟県教育委員会・巻教育委員会『鑑潟』1966 年  
 西蒲原土地改良区『西蒲原土地改良史 上』1981 年  
 野間晴雄『低地の歴史生態システム』関西大学出版会 2009 年  
 巻町『巻町史通史編上巻』巻町 1994 年

## 注

- 1 以下の本稿における関係資料は、笛木家所蔵文書に依っている。調査にご協力いただいている笛木家の皆様に、この場を借りて御礼申し上げたい。
- 2 野間晴雄(2009)88～90 頁、並びに西蒲原土地改良区(1981 年)3 頁、建設省北陸地方建設局(1979)63～66 頁を参照。
- 3 以上、前掲西蒲原土地改良区 191 頁より。
- 4 前掲西蒲原土地改良区 192 頁より。
- 5 前掲西蒲原土地改良区 193 頁より。
- 6 中郷屋村の地形に関しては、山形大学大学院地域教育実践科村山良之教授よりご教授を受けた。謝してここに記したい。
- 7 前掲西蒲原土地改良区 33 頁図 1-1 より。
- 8 笛木家文書 I 633
- 9 この村の耕地を他の資料からもう少し補足しておきたい。「慶応三年高反別取調帳」(笛木家文書 I 32)によると、総石高は 345 石 5 斗 7 合、惣反別 34 町 8 反 2 畝 9 歩 3 分となっている。惣反別に比べて総石高の数値が大きく異なっているのは、「安永七年村明細帳」において寛文八年改並びに寛保元年改の新田としてあげられている、合わせて 5 町 6 畝 10 歩程の耕地が、「慶応三年高反別取調帳」においては反高場とされ、高が設定されず、その分の石高が、総石高に組み入れられていないためである。
- 10 以下は、笛木家文書 I 675-721 による。また以下に記した、中郷屋村の人口・軒数の推移に関しては、愛媛大学法文学部高橋基泰教授にお教えいただいた。謝してここに記したい。
- 11 この村では、近世期に割地が行われていた。割地制とは、中村義隆によると、「一村を単位として、村内の土地を共同管理下におき、村内割地の権利所持者に対し、その持ち分に応じて分割し使用するものである。この分割に際しては、ある年限ごとに抽選で割り替えを行うのが一般的であった」(中村(2010)4 頁)。つまり土地所有者は、その持ち分に合わせ、村内の各字・各等級の耕地の組み合わせを、それぞれ籤引きで決定されていたのである。持ち分の単位は中郷屋村の場合、軒前といわれた。中郷屋村の 1 軒あたりの耕地は 2 町 1 反 7 畝歩とされており、惣軒前は 21 軒前であった。さらに中郷屋村では、年貢負担もこの軒前に応じて負担していた。それゆえ本稿でいう土地所有者・年貢負担者とは、この軒前を所有している者のことを言う。
- 12 以下は、笛木家文書 I 382-428 による。
- 13 本稿では、半軒前未満しか所有していない者を零細規模、半軒以上 1 軒未満しか所有していない者を小規模、1 軒以上 2 軒未満しか所有していない者を中規模、2 軒以上所有している者を大規模と規定した。
- 14 佐藤賢次(1989)55 頁より。
- 15 笛木家文書 I 667
- 16 笛木家文書 I 668

- 17 笛木家文書 I 669
- 18 以下の系譜も、同家所蔵宗門改帳による。
- 19 三濁水抜における貢献を褒賞され、八右衛門は割元格となっていた(笛木家文書 I 1069)。三濁水抜一件については、様々な著作・論文があり、筆者も別稿を用意したいと考えているが、差し当たり齋藤順作(1967・1968)を参照していただきたい。なお長岡藩は、蒲原地方を巻・曾根の二組に分けていたが、それぞれをさらに幾つかの小組に分けていた。小組に一人ずつ、藩の郡方・代官所の意を受けて組内村々を差配する役職として、割元が任命されていた(巻町 1994 350~373 頁より)。八右衛門が任命されたのは、その割元に匹敵する身分ということであろう。
- 20 これは、「此者儀生得律儀身分堅固取守老年および候得共不顧他百姓ニ先立農業無怠慢相勤候故一村見習且三濁悪水抜初年来数々勤切茂有之格別用弁相成候付」(笛木家文書 I 1072)によるものであった。しかもそれより以前の安政五年(1858)に、八右衛門は、従来から身持ち堅実、質素節約を実行し、そのうえ蔵掛役を25年怠慢無く誠実に勤め上げたことにより、御紋付上一具を授かっていた(笛木家文書 I 1070)。また安政七年(1860)には、再び三濁水抜新田開発事業に絡み、壹人扶持を頂戴していた(笛木家文書 I 1071)。
- 21 笛木家は、掛持庄屋の時代から明治を迎えるまで、一貫して庄屋役地としての2軒前を所有していた。またそれに加えて、反高場その他の庄屋名持地を所有していたようである。
- 22 以下破堤場所については、地図3を参照していただきたい。
- 23 以下は、笛木家文書 I 1032 による。
- 24 笛木家文書 I 336
- 25 以下は、笛木家文書 I 1034 による。
- 26 笛木家文書 I 923. なおこの長岡藩・村上藩からの要望に対し、信濃川沿岸の村々からは、中之口川分水口狭窄工事により信濃川の流量がかえって増え、より一層洪水被害にあうことになり、村々は困窮してしまうと、この工事に対して反対意見を表明している(笛木家文書 I 922)。治水をめぐる地域間対立が生じていたのであった。
- 27 笛木家文書 I 920.921.922.923.
- 28 笛木家文書 I 926.927.1035.この普請には長岡から、河井継之助自ら赴いていた。当時彼は、郡奉行と町奉行を兼帯し、藩政改革を推し進めようとしていた。その彼自らが三条町に足を運んでいたということは、この普請が、長岡藩にとって非常に重要な普請とみなされていたと言えよう。
- 29 笛木家文書 I 1077
- 30 笛木家文書 I 1073
- 31 笛木藤右衛門はこの水防普請の際、諸資料の中に様々な肩書を付されて登場している。例えば「濁縁三十七ヶ村水防掛惣代」(笛木家文書 I 922)、「水難村々惣代」(笛木家文書 I 931)等である。先代八右衛門以来の地域における活動、特に治水に関わる活動により、地域社会において、笛木家は、高い声望を獲得するようになっていたのではないだろうか。

# The note on a rural leader who struggled with flood in the last day of the Tokugawa Shogunate

Futoshi YAMAUCHI

## Abstract

This paper is a story on rural leaders who struggle flood damage during in the last day of the Tokugawa Shogunate. Fueki family which had served as village head since 18 century has been active in Nishi-kanbara district in addition to village beyond generations. They were expected the role as a regional leader in clan and community in the last days of early modern. And this paper made it appear that they lived up to clan's and community's expectations.

**Keywords :** Early Modern, Rural Society, The environment, Flood Control, Regional leader